

開 会 午前10時00分

○副委員長（東梅 守君） おはようございます。

ただいまの出席委員数は12名であります。定足数に達しておりますので、本日の委員会は成立いたしました。

これより本日の予算特別委員会を開きます。

予算書91ページをお開きください。8款土木費1項土木管理費から始まります。

8款土木費1項土木管理費。92ページ。東梅委員。

○11番（東梅康悦君） おはようございます。

8款の土木費ということで、全体で聞いてもよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）ありがとうございます。それでは質問いたしますが、まずこの8款土木費は、全体金額で18億600万円であります。これは一般会計予算の中で103億円というところの割合からいくと、まず17%というような割合になります。その18億円という全体金額の中をまず見ますと、下水道関係の負担金・補助金・出資金というところで、まず4億5,000万円ほどが出ております。そしてまた町営住宅の基金積立等で、まず7億9,000万円ということで、この2つを合わせて約12億4,000万円ということで、18億円の全体予算の中ではまず70%がまずその部分ということになります。

そこで残りの30%という話になるわけですが、この町の経済というところの業者さんとの仕事というところでまず伺いたいわけですが、この工事関係、委託料とか工事請負費として約3.3億円であります。加えて工事ということを考えれば、加えて農林関係とかあるいは上下水道等の工事も含まれるわけですが、ここではまず土木管理費というところでお伺いしたいんですが、近年、例えば積算においては労務単価、あるいは原材料費のまず値上がり等で、結構従前と比べて単価が高くなっていると思うんですが、この令和7年度のこの工事請負費を積算に当たっての値上がり、全ての分の値上がりというところのまず状況がどうなっているのかというところをお知らせいただきたいと思います。が、いかがでしょうか。

○副委員長（東梅 守君） 地域整備課長。

○参事兼地域整備課長（中野智洋君） 新年度に伴う物価高騰における人件費であったりとか資材の調達の関係ですけれども、こちらのほうについては大きく毎年4月に積算の金額の見直しが行われます。また、年度途中であっても大幅な情勢の変化とかがあれば、それに追隨して単価の見直しが行われますし、1回契約したことについてもスライド条

項とかがありますので、そちらのほうでの単価の見直しが可能ということで契約上はなっております。

ただし、今年度から来年度についての物価上昇の見通しについては、おおよそですけれども、また細かい単価は出ていないので、今の段階では。4月になってからの見直しになるということにはなりますが、恐らく7、8%の上昇率になるのではないかと見込んでおります。

○副委員長（東梅 守君） 東梅委員。

○11番（東梅康悦君） そこでまず私は産業建設常任委員会に所属しているわけで、以前の業者さん等との協議、ミーティングというところの機会をまず持ったときに、この頃は公共工事が少ないんだという話がありました。ほとんどそれは復興事業はまずほぼほぼ決まっていますので、そういう状況にあるのは仕方がないと思うんですが、やはり担当課とおきましてそういうのは十分分かっていると思うので、数年間にわたる工事の平準化ですか、もちろんそういうのをまずやっていかなければいけないというのは、私もそういうふうに認識してます。

ただ、例えばこれは起きてはいけないんですが、災害などがあった場合、やっぱりこの地元の業者さんがいち早くまずその対応に当たられるということで、まずその地元の業者をつなぎ止めるというような公共的な役目も必要だと思うんです。もちろん業者さんにおいては、経営努力であるとか営業力とかそういう部分も必要なんですけど、やはりそういう部分に災害等のことを考えれば、今、ある地元業者さんをまず優遇しろではないが、それなりに考えていかなければいけないというところの中で、その平準化などの今後の10年先20年先の話は要らないんですが、まず向こう見えるところであれば5年ぐらいの平準化というところで、どのように考えているのかというところをお知らせしていただきたいと思います。

○副委員長（東梅 守君） 地域整備課長。

○参事兼地域整備課長（中野智洋君） 委員おっしゃるとおり、災害に関わらず除雪についても、地元業者さんの力を協力を得ながら、実際事業を進めているところであります。

その平準化の関係ですけれども、復興事業の関係で一般の土木工事のほうは、下水道を除いて少なくなっていくというのは事実なので、地元業者さんの中でも話をしながらなんですけど、来年度予算、当初予算のほうにも計上しておりますが、復興事業で整備した道路の舗装、そちらのほうも傷みがだんだん劣化と破損が見られますから、そちら

のほうを社会資本整備総合交付金でもって、継続的に事業の展開してまいりたいと考えております。

また、そのほかについても、震災前の水準を最低限確保すると。それにバッファ、積み上げる分、それで例えばですけれども、今回、今、鋭意施工を進めている鎮魂の森事業であつたりとか、あとは今回の当初予算にも載っていますけれども、（仮称）みんなの広場整備工事ですか、そういったものがプラスアルファのバッファ分として発生するものと認識しております。

○副委員長（東梅 守君） 東梅委員。

○11番（東梅康悦君） その土木業界といいますか、まず従来とは違って働き方の改革ということで、休むときは休まなければいけないというところもあるだろうし、また、賃金上昇ということが、今、盛んとまず日本国の全体の中で言われている中で、そういうものを加味しながらやはりやっていただきたいと思います。

そしてまた先般の一般質問にもありましたが、今までは町方中心の復興事業を中心としてやられてきたわけですが、山間部等々に行けば、かなりの部分がまず懸案事項として残っていると思います。その部分をまずその平準化の中でしっかりと予算を確保した中で、限られた予算なんですけど、そういう部分はまず私が言うまでもありませんが、改めてここで確認したいと思いますが、再度いかがですか。

○副委員長（東梅 守君） 地域整備課長。

○参事兼地域整備課長（中野智洋君） まず最初に働き方改革、そちらのほうについて少しお話をさせていただきたいと思います。

昨今働き方改革の中で、土木工事においても週休2日制制度を導入するような形に情勢がなっておりまして、町のほうでも国庫補助事業を中心に週休2日制を導入しています。何が違うかという、週休2日制になったことによる人件費、そちらのほうが増し経費として、例えば通常で100万円の工事をやったら週休2日制にすることによって、その人材を確保するという点から例えば110万円になったりとかということがあります。そちらのほうについては、だんだんに単独の事業についても採用していきたいと、このように考えておりますし、あと委員おっしゃっているとおり、町方のほうの復興事業、浸水区域内ですね、そちらのほうについてはほぼほぼ完了していて、そろそろ例えば金沢地区であつたりとか小鎚地区のほうの事業もというお話ですけれども、そちらのほうについても今回の当初予算にも計上していますけれども、例えば小鎚線のガードレ

ールであったりとか、あとはブロックの修復であったりとか、あと先般の一般質問でもありました金沢地区のそういった工事についても、今後展開を進めていきたいと考えておりますし、あくまでもその浸水区域内だから今までは手つけなかったんだよということではなくて、必要な維持修繕はやってまいりましたが、これからは懸案事項となっていたものについても適宜展開をしてまいりたいと、このように考えております。

○副委員長（東梅 守君） ほかにありませんか。佐々木慶一委員。

○6番（佐々木慶一君） 92ページの最下段の防集事業の財産処分に伴う復興交付金の返還金、これ内容をちょっと教えてください。

○副委員長（東梅 守君） 地域整備課長。

○参事兼地域整備課長（中野智洋君） 防集の財産処分に伴う国庫復興交付金返還金ですけども、これは防集団地の宅地を個人に売却した場合の入ってきたお金、そちらを国のほうに戻し入れるということで、今回は5件分を予定しています。これ今回だけじゃなくて、毎年防集に限らず災害公営住宅もですけども、一般の方に売り払った場合には、それに伴った費用については全て国庫のほうに戻しているといったことになります。

○副委員長（東梅 守君） よろしいですか。進行します。

2項道路橋梁費、菊池委員。

○3番（菊池忠彦君） 委託料、街路灯維持管理業務委託料、これ毎回、私、予算、決算でいろいろ質問しているんですけども、つい最近なんですけれども、安渡から赤浜に向かう県道、新たに街灯が設置されたということで、大変住民の方から喜びの声が上がっております。町に対してのお礼の言葉なども聞いておりますので、私も率直にこの対応に関しては少々時間かかりましたけれども、高く評価したいと思っております。

それでこの本予算の336万2,000円についてなんですが、今回この予算の中に新設の予定はあるのかどうか。それであるのであれば、どの路線に整備するのかというのがまず第1点目。

それとこの予算には撤去工事というのは含まれているのか、この2点お伺いいたします。

○副委員長（東梅 守君） 地域整備課長。

○参事兼地域整備課長（中野智洋君） その前に、町方のほうから安渡地区、赤浜地区に向かうその主に通学路、そちらの整備については2か年かけて行ってきたわけですけども、こちらについては、今年度豊田合成さんから灯具の寄贈があったものですから、

より進捗を進めることができたといった内容になっております。

来年度についてなんですけれども、新設については5基で修繕が20基、撤去が20基ということで、予算のほうは見積もっております。新設の場所についてですけれども、今年度、毎年やっているんですけれども、特に冬場が暗くなるのが早いので、その暗くなっている状況を現地のほうを照度の確認とかしながら設置していくわけなんですけど、基本的には学務課ないし町民課とも話をしながら、通学路とかそういったところを中心に設置をしていきたいと。撤去については、例えばですけれども、灯具のほうは太陽光とかが特に多いんですけれども、交換する部品とかがないがために撤去して新しいものを付けるといった形になっています。そちらのほうは20基を予定していると、このようになっています。

○副委員長（東梅 守君） 菊池委員。

○3番（菊池忠彦君） ありがとうございます。詳しく御提示いただきました。

先ほど申し上げた赤浜、安渡地区に限らず、まだまだ街灯設置の必要な路線も、今、いろいろ御提示願いましたけれどもありますので、例えば小枕に向かう県道であったり、そういった県と絡む路線もあると思うんですけれども、そういった路線にしっかり優先順位をつけて対応していただきたいと思いますと思うんですね。

これに関して今後の整備計画、令和7年度だけではなくて、その先を見通した優先順位というのはしっかりつけているのかどうか、その辺伺いたいと思います。

○副委員長（東梅 守君） 地域整備課長。

○参事兼地域整備課長（中野智洋君） 優先度についてはまず最初に切れたところから直していくということが大前提ということになると思います。それで先ほども少し話しましたけれども、通学路、そちらのほうでまだ適宜全部付いているわけではないところがあるので、そちらのほうを優先してから、そのときにバス路線であったりとか、そういった町道の中でも優先順位の高いところから順位をつけて設置しますけれども、切れてしまったところを早急に直すというのが大前提だと思っております。

○副委員長（東梅 守君） 進行します。

臼澤委員。

○5番（臼澤良一君） 何点かお尋ねします。委託料の自然災害協定に基づく委託料。もちろん自然災害に向けて協定を締結するということも、本当に大切なことですが、この協定の中身と、それからどこを協定を委託するのか、その点についてお尋ねします。

○副委員長（東梅 守君） 地域整備課長。

○参事兼地域整備課長（中野智洋君） 自然災害協定に基づく委託料ですけれども、これは台風とか大雨のほかに風、そういったときに倒木であったりとかそういった応急処置、河川のほうに土のうを積んだりとか、そういったものを行うものでありまして、これは町内の土木業者さんと毎年4月に協定を結んでいると、こういったものになっております。

○副委員長（東梅 守君） 臼澤委員。

○5番（臼澤良一君） 了解しました。これもう毎年町内の事業者の方とも連携して対応するということを理解しました。

それからもう1点、14の工事請負費になるんですが、この予算額が9,236万5,000円。これこの説明欄には7つの事業があります。それぞれの事業費は幾らなんでしょうか。何でこれをお尋ねするかというと、やっぱり工事の関係上その事業費を記載するのが難しいのであればそれはしょうがないですけれども、事業費を記載していただければ、その工事の内容とか、そのボリューム感、イメージが湧くので、この点についてはいかがでしょうか。

○副委員長（東梅 守君） 地域整備課長。

○参事兼地域整備課長（中野智洋君） 個別の内訳については、今後の入札にちょっと支障があるのでちょっと申し上げにくいところがあるので、工事の内容について説明をさせていただきますと思います。

まず最初の町道田屋線舗装修繕工事、こちらについては、今年度行っている上水道工事、こちらのほうの本復旧、田屋線の本復旧をする舗装工事となっております。

桜木町と大ケ口の側溝修繕工事、これは側溝の側壁であったりとか蓋の設置を行うものとなっております。

町渡橋補修工事については、金沢支所の上流のほうにある橋なんですけれども、こちらの修繕工事となっております。

町道の維持工事については、これは毎年計上しているもので、町道の破損したところを応急的に措置をするもの。修繕工事についても、こちらのほうについては同じく舗装の修繕ということになっております。

最後、小鎚1号線道路改修工事、こちらは長井のほうですけれども、道路と兼用の護岸ブロックのところの根があらわれてしまっているの、その根継ぎ工事。今年度はダ

ブルスタイルでやっているのと同じような工事を予定しているものと、以上になっております。

○副委員長（東梅 守君） 佐々木委員。

○6番（佐々木慶一君） 同じくその委託料のところで、道路除排雪協定委託料、これは実際に出勤したときを想定しての費用なのか。例えば降りそうなので待機しているとかという部分も含まれるのかというのでしょうか。

○副委員長（東梅 守君） 地域整備課長。

○参事兼地域整備課長（中野智洋君） 道路除雪、そちらの協定についても町内の土木事業者さんを取り交わしております。作業に伴うパトロールが事前にあるんですけども、どのぐらい雪が降っているかとかといったところをパトロール、そちらのほうについても出勤した際には、その分のかかった費用をお支払いしているといったことになっております。

○副委員長（東梅 守君） 佐々木委員。

○6番（佐々木慶一君） すみません、じゃあ降りそうだけれども実際降らなかった、だけれども待機しているという事実が認められれば、その分も費用算出するという理解でよろしいのでしょうかということと、あとちょっと3回しかありませんので、町道等の支障木の伐採委託料ですけれども、これは多分定期的に少しずつやっていくものだと思うんですけども、これは計画が、今、できているのか、あるいは例えば住民から苦情があったときにこういうところを伐採していくのか。その辺の計画についてはどういうふうになっているのでしょうか。

○副委員長（東梅 守君） 地域整備課長。

○参事兼地域整備課長（中野智洋君） 最初に待機の形ですけれども、その待機人員とかの配置にもよりますけれども、降りそうだとって明らかな待機をするときには、その分の待機はお支払いしています。ただ、降りそうもないのに待機したので払ってくださいということについては、さすがにそれはできないので、ちょっと御理解いただければと思います。

また、倒木の関係、こちらのほうについては、今現在、今年度もですけれども、小鉋線のほうを中心的に、枝が伸びてきているので、そちらのほうを落としています。そのほかに、それも単年度ではやり切れないので、継続してやっているような形になると思いますし、そのほかに住民の方から問合せのある木の枝、そちらのほうも建築限界の中

の道路に入ってくるようであれば、そちらのほうについても適宜対応できるように、小鍬線のみならず、ほかのところの路線についてもこの予算の中で実施をしていくといったことになります。

○副委員長（東梅 守君） そのほか。進行します。

94ページ上段まで。菊池委員。

○3番（菊池忠彦君） あと1回残っているので、1問だけ質問させてください。

町道高森団地線道路改良工事のところで伺います。この高森団地沿線に住む方々からすれば、まさに整備計画の変更を経て、住民説明会を経て、今回の道路改良工事になるということなのですが、それで今回7,000万円かけて舗装の打ち替え、側溝の整備などを行うということでございます。その工事の規模的に、結構大きな規模の工事になると認識しているんですけども、迂回路、抜け道がない分、この改良工事の期間中、住民生活への影響を心配する声というのも上がっております。

その辺どのような工事の進め方をしていくのかというのが1点。

それからあと1点、着工から完工までの工程表、いわゆるタイムスケジュール、これは簡単でいいので教えていただきたい。

○副委員長（東梅 守君） 地域整備課長。

○参事兼地域整備課長（中野智洋君） 高森団地線の工程並びにその生活に支障がどの程度出るのか出ないのかということについてお話をしたいと思います。

まず最初に、どうしても工事期間中は車を御自宅の駐車場に停めることができなくなってしまいますので、そこについては、道路の下の方に町有地があるものですから、そちらを代替駐車場として用意する予定であります。また、狭いところでの工事になりますので、歩行者については交通誘導員を適宜配置することによって、重機を止めて通行してもらうと。ただし車の通行については、なかなか朝と日中は工事が行われるので代替駐車場、夜になったら自宅に入れられるとかということも多分できなくなると思います。なので代替駐車場のほうは継続的にということになるのかなと思っています。

そのあたりについても、実際工事を発注して工事業者さんが確定した後に、その辺についても詳細打合せして、その後に住民説明会を行って皆さんにお知らせしたいと考えております。時期についてはまだ入札が未執行なので、ちょっとまだ何とも言えないところがありますが、そのように予定はしております。

また全体のスケジュール感、こちらについては、道路工事のみならず老朽化した上水

道管の更新であったりとか、あとは目の前まで下水道管が来てるのでそれを接続するための下水道工事も併せて行うということで、今、計画しておりますので、通常の土木工事のように1年で終わるとかということではありません。こちらのほうについても、トータルでは先に結論から言いますと、3か年かかると見込んでます。1年目に町道沢山迫又1号線、迫又のほうから高森団地のほうに向かってくる路線ですけれども、そちらの道路改良のほうを先行して行って、道路を少しかさ上げします。それによって高森団地のほうの勾配を少し緩くするような形で考えております。

また、先ほど説明したように下水道工事とかも入ってくるものですから、下水道は道路の真ん中に入るとすれば、今、高森団地線の道路の真ん中に側溝が入っていますけれども、雨水排水のですね、そちらのほうが今度設置できなくなるので、道路の両側に側溝を整備することになります。さっき言ったかさ上げ工事と側溝の改修工事、こちらを令和7年度で決めてしまいたいと考えておりまして、その間に令和7年度、8年度にかけて上水道と下水道の布設替え工事を行うと。また、それに合わせた舗装版、今あるコンクリート舗装、そちらの撤去についても令和8年度に行うと。

下水道、地下埋設物ですか、そちらのほうが全部完了した令和9年度に舗装の新設工事、こちらのほうについても材料としては今のコンクリート舗装からアスファルト合材に変わりますけれども、アスファルト合材の中でも滑りにくい材料が入っているようなもので、急勾配に対応すると考えております。

○副委員長（東梅 守君） ほかありませんか。阿部委員。

○8番（阿部三平君） 小鎚線の道路ののり面についてお聞きしますが、場所的にはどの辺でしょうか。

○副委員長（東梅 守君） 地域整備課長。

○参事兼地域整備課長（中野智洋君） 小鎚線の三枚堂の上流側になります。

○副委員長（東梅 守君） 阿部委員。

○8番（阿部三平君） 地域の人はもちろんのこと、これから山菜採りなど、気候に合うというか、いろいろな人が出入りしますので、少しでも改良されればいいと思います。ひとつよろしく願います。ありがとうございます。

○副委員長（東梅 守君） ほかありませんか。進行します。

3項河川費、芳賀委員。

○委員長（芳賀 潤君） しゅんせつに関してちょっと伺います。令和6年度が生井沢と

寺野沢がやって、令和7年度が大ケロと源水というふうになって、これは町が管理しているところを計画的に年度年度で計画していてこの位置付けになっているのか、それとも現場でしゅんせつが必要だと思われるところを担当課が判断して予算計上しているものなのでしょうか。

○副委員長（東梅 守君） 地域整備課長。

○参事兼地域整備課長（中野智洋君） こちらは震災前のときにはしゅんせつに関わる財源的措置がなかったんですよ。それで今現在はしゅんせつ債というのがあって、それでもって充当もあるので、今、継続して行っている事業になってます。

順番については、堆積しているところの路線から見て順位をつけて、順番的に堆積した土砂の除去を行っている。全部終わったという頃には、一番最初にやったところはまた多分たまっていることになると思うので、継続的にやっていくことになる、このように考えております。

○副委員長（東梅 守君） 芳賀委員。

○委員長（芳賀 潤君） 昨日も消防でパトロールしていたときに、上流部に行って下流部に下がってきて、大槌川も小槌川も非常にしゅんせつが必要なのではないかなと思う。でもこういうところに載ってこないということは、あの河川は町ではなくて県の担当になっているのかどうかということと、それらがいつ頃、今がチャンスだと思って聞いているんですよ。結局川の水が少ないから、もう今のうちに取ったほうがタイムリーに効果的に進むのかなと思うけれども、県の計画であれば、町のほうにいつ頃やるんだとかというのがあるのであればお知らせください。

○副委員長（東梅 守君） 地域整備課長。

○参事兼地域整備課長（中野智洋君） 大槌川と小槌川は基本的には県のほうの管理になってます。ただ、町でも上流のほうについては管理をしております、大槌川であれば大飛内のダム、そこから上流が町の管理で、そこから下流についてが県の管理で、小槌川については札幌のところですね、その近辺からが町の管理、そこから下流については県の管理になっています。

その下流側のほうのしゅんせつについては、県のほうで昨年度とその前の年に、小槌川のほうは実施しているということになってます。ただ、古廟橋から下流についてはまだ手がついてない状態ですので、そのところについては、5月に毎年県の振興局の土木部長さんがいらっしゃるので、その際に要望してまいりたいと、毎年していますけれ

ども、また要望してまいりたいと、このように考えております。

○副委員長（東梅 守君） 進行します。

4 項都市計画費、94ページ。芳賀委員。

○委員長（芳賀 潤君） 使うのは下水道のところちょっと伺いますけれども、下水道のほうで聞くのが本来なのかも分かりませんが、去年の下水道会計への補助金が6,200万円で、令和7年度が2,000万円。これは単純に令和7年度から使用料の値上げが反映されて、4,000万円相当を値上げ分で見込んでの話なんでしょうか。ここら辺の内訳をちょっとお聞かせください。

○副委員長（東梅 守君） 上下水道課長。

○上下水道課長（阿部文友君） お答えいたします。

委員のお見込みのとおり、下水道使用料の引上げの部分とあと費用等の見直しとか、そういったところで減額いたしております。

○副委員長（東梅 守君） 佐々木委員。

○6 番（佐々木慶一君） 95ページに入ったようなので、95ページのほうで、委託費の大槌町立地適正化計画云々で、この概要書のほうを見てみると、居住等、すみません、自然災害の頻発激甚化に対応するために、居住と都市機能の誘導を図るとか、災害防災指針を定める云々と何か説明あるんですけど、ちょっとこれ読んで理解できなくて、内容をちょっと説明していただけますか。

○副委員長（東梅 守君） 地域整備課長。

○参事兼地域整備課長（中野智洋君） こちらは、すみません。端的に説明するのは難しいんですけども、これも単年度で終わらなくて結構時間かけてつくる計画です。

主なところを要点だけ言いますと、本来であればコンパクトシティをより求めるための計画なんです。ただ、それを大槌のほうに当てはめると、コンパクトシティを求めるためにまちづくりを今まで復興事業でやってきたという背景がありますので、今回の改革で一番位置づけられるのは、各地区にコンパクトに造られた町をこの交通網とかそういったことで循環させて、それを有効的に活用していこうと。要は交通施策のほうとタイアップしたまちづくりをしていこうということが1点。

もう1つは、その中に本来は住居地域であったりとか、あとは商業地域であったりとかということが分散してコンパクトに散らばっているような形が理想なんですけれども、大槌の場合はそういう形ではないまちづくりが、今、もうできてしまっているんで、そ

こも合わせた、先ほど説明したように交通との結節点とかそういったものを大切にして、例えば循環バスであったりとかデマンドバスであったりとか、そういったものに関わりながら進めていく計画ということになります。

○副委員長（東梅 守君） 佐々木委員。

○6番（佐々木慶一君） 今の説明だとコンパクトシティを目指したものの、コンパクトシティはそれぞれ本当に1か所に集中したコンパクトじゃなくて、いろいろなところに分散したそれぞれのコンパクトなので、そこを結びつけるための環境を整えようということで、ハードは多分もう道路整備はできていると思うので、いいと思うんですけども、今のお話ですと、そこを走る上物の整備をするための計画と理解してよろしいのでしょうか。

○副委員長（東梅 守君） 地域整備課長。

○参事兼地域整備課長（中野智洋君） この計画自体はあくまでもソフト事業のほうを補完する計画ということになります。ただし、この計画を立てることによって、ほかの様々なハード事業のほうの国の補助金だったりとか交付金だったりとか、そういったものがつくので、この都市計画にかかわらずほかの事業のほうにも影響してくると。その工事の関係で言えば。そういった計画をつくらないと、逆に言えばそういったものが充当されないということになりますので、そういうふうに対応しているということになります。

○副委員長（東梅 守君） 菊池委員。

○3番（菊池忠彦君） 公園費、95ページ公園費の委託料、下段、大槌町公園施設長寿命化計画改定業務委託料502万7,000円、ここのところで何うんですけれども、この計画は国が定めた指針に準じて、2021年度から2030年度の10か年計画で実施するものと認識しております。今回この10年を待たずして改定する理由、それから本予算に上程されている改定業務委託の内容をお知らせ願いたい。

○副委員長（東梅 守君） 地域整備課長。

○参事兼地域整備課長（中野智洋君） 早めた理由ということではなくて、これはもともとこの時期に見直しをかけようということで進めていた計画になっています。内容についてなんですけれども、震災前からある公園と震災後にできたほうの小公園、こちらのほう並びに一部施設でありますけれども、都市計画公園として一番面積が大きいのは実は城山です。城山にもあずまやであったりとか、あとはベンチだったりとか、あとはトイレですね、そういったものがありますので、そういったものを平準化して維持管理を

するために、こういったもので長寿命化を図って、更新ではなくて修繕でもってちょっとでも長もちさせようということにするための計画ということになっております。

○副委員長（東梅 守君） 菊池委員。

○3番（菊池忠彦君） これ気になっていろいろ各自治体の対応を調べてみたんですけども、やはり10年たったので見直そうとか、そういう例も多々ありましたので、今のまだ10年たっていない時期でどうして見直すんだろうという疑問があって質問いたしました。それでそもそもこの公園施設長寿命化計画、地方公共団体による都市公園の計画的な維持管理の取組を国が支援するために策定したということでございますが、ここにある支援という部分に関して、これは国から何かしらの具体的な支援などはこれまであったのか。あるいは今後あるのか、この支援に関して伺いたいと思います。

○副委員長（東梅 守君） 地域整備課長。

○参事兼地域整備課長（中野智洋君） 公園に限らず維持管理についての国の補助というものは今までございません。あくまでも単独でもって修繕をしてくださいということが原則となっております。この修繕化計画に伴って係る更新とかそういったことについては、国の補助ないし交付金を充てることができます。あくまでも通常の維持管理については単独という整理になっておりますので、更新が行われるようなものが発生した際には、そこについては適宜申請をしていくといったこととなります。

○副委員長（東梅 守君） 菊池委員。

○3番（菊池忠彦君） そうすると計画を策定したこと自体が支援なので、国の支援なのかなと思うんですけども、今後遊び場なども整備されますので、それも含めた一体的な今後管理というふうになっていくのかな、恐らく。ですね。いいです。いわゆる城山公園なども今後、先ほど課長おっしゃっていたあずまやとか建築構造物もありますので、そういった管理なども今後しっかり取り組んでいただきたいと。答弁はよろしいです。そういった要望をいたしまして質問を終わります。

○副委員長（東梅 守君） 芳賀委員。

○委員長（芳賀 潤君） 公園のところでお伺いいたします。

この前、産業振興課のほうには情報提供したんですが、県産材を使った今のあずまやであるとかベンチであるとかというのは、自治体の実施主体になれば10分の10という補助金でいろいろ整備ができます。民間がやれば3分の1なんですよ。非常に大きな魅力的な補助金で、県産材を使ってみたい話なんですが、そういう実績というのは過

去に当町はありますでしょうか。

○副委員長（東梅 守君） 地域整備課長。

○参事兼地域整備課長（中野智洋君） 特にあずまやについてなんですけれども、震災前に整備したものについては、町産材ないし県産材がほとんどです。震災後に整備したものについては、その木で整備したというものがほとんどないので、擬木とかそういったものを使ってあずまやとか建てていますから、そういうことになっています。

ただし、災害公営住宅を建てる際、もしくはおしゃっちを建設する際には、なるべく町産材ないし県産材を使うこととしてプロポーザルでも図っているので、そういった意味では地元の材料ですか、そちらのほうの活用を図られているのかなと思っています。

○副委員長（東梅 守君） 芳賀委員。

○委員長（芳賀 潤君） 県が出している補助金については承知していますかということ、それを使った実績があるかという意味です。

○副委員長（東梅 守君） 地域整備課長。

○参事兼地域整備課長（中野智洋君） 県のほうでそういった事業があるのは承知していますが、活用した実績はございません。

○副委員長（東梅 守君） 芳賀委員。

○委員長（芳賀 潤君） 内容を見るとすごく魅力的なんです、我々からすれば。要は10分の10だから、ただで公園のベンチが整備になるという話なんですよ。ところが受付期間が1か月しかないんですよ。ということは毎年2月なんですけれども、計画を立てて積算して見積りを立ててこれが欲しいと言って、次の年に入るみたいな話なので、ぜひこれを活用しながらやっていって町内のいろいろな公園があるので、もちろんプラスチックだったり、本当の木でなくて修繕が要らないものもあるでしょうけれども、例えばの例、吉里吉里公民館のところのベンチとかというのは、この前全部廃棄したとかあれも全部木だったのでね。だから、そういうふうなのを見渡していけば、非常に財源も先ほど言っているとおりなので、いい補助金でぜひ活用していただきたいなと思いますので、そこら辺ちょっと下準備をしないといけないという作業もあるんですけれども、ぜひ活用してみてはいかがでしょうかというお話です。

以上です。

○副委員長（東梅 守君） ほかありませんか。進行します。

96ページをお開きください。5項住宅費。東梅委員。

○11番（東梅康悦君） 委託料のこの町営住宅の明渡し請求に係る業務委託料ということで、読んだときはっとするような文言なんです、この部分につきまして教えていただきたいと思います。

○副委員長（東梅 守君） 地域整備課長。

○参事兼地域整備課長（中野智洋君） こちらは、先般住宅でお亡くなりになられた方で、相続人がいなかったがために明渡しを求めることができなかったのもので、弁護士にその明渡し請求を依頼するものとなっております。

件数については2件分ということになっております。

○副委員長（東梅 守君） 東梅委員。

○11番（東梅康悦君） 亡くなって相続人がいないという話なんです、例えば仮に相続人がいた場合、遠方にいた場合、この相続人に対して、もう亡くなったのでこの部分はまず渡してくださいというやり取りは、今までそういうやり取りがあったのかどうか。ということは、まず昨今の高齢化、あるいはおじいさんおばあさんの2人だとまずいいんですが、1人欠けた場合、そういう場合だって考えられますので、今後そういう場合もまず起き得るかもしれないというところで、まずその今、私が言ったところ、どういう実績があったのかというところ、遠方の相続人という内容を教えていただきたいと思っています。

○副委員長（東梅 守君） 地域整備課長。

○参事兼地域整備課長（中野智洋君） これまでは相続人の方がいらっしゃって、その遠方であろうと近場であろうと連絡が密に取れたので、その点について明渡しをしてもらうことができました。ただ、今回これは本当に町でも初めてのケースで、この弁護士相談ということになっていまして、今後あるであろう、増える可能性は十分にあると思います。町の職員もまたそういった経験がなくて、スキルがないものですから弁護士に相談をしながら、毎回相談することになると思うんですけれども、結局裁判所に訴えてそこでもって認めてもらって明渡しを受けるという形の手続を踏まなければならないので、そのためのスキルアップを職員のほうもしていきたいと考えております。

○副委員長（東梅 守君） 東梅委員。

○11番（東梅康悦君） 今後そういうまず事例も頭に置いておかなければいけないのは分かりましたが、これを見ると2件、約90万円相当の部分になるんですが、そういうものということで、これからはまず90万円というところで、まず職員のスキルが充実するま

では1件当たり90万円相当がまず見込まれるという捉え方で、2件で180万円、そういう捉え方でよろしいでしょうか。再度お願いします。

○副委員長（東梅 守君） 地域整備課長。

○参事兼地域整備課長（中野智洋君） すみません、全ての事務を職員が行うことは裁判のことなのでできませんので、今後こういった案件が出た際には、極力相続人の方にその手続をしてもらうことが一番なんです、どうしようもないときには、この1件90万円ほど弁護士費用がかかってくるとなると考えております。

○副委員長（東梅 守君） 芳賀委員。

○委員長（芳賀 潤君） 今のやり取りを聞いて、相続人がないから弁護士を頼んで処分しなければならない法的手続を取るという話なんです、相続人がないのは入居する段階で分かっているのではないかということと、事前にもう相続人もないし1人なので、仮に自分が亡くなってそこを使用しない場合には、もう処分していいですよだとか、事前に約束するということはできないものなんでしょうか、手続として。一々同僚議員が言ったとおり多くなるケースなんです。そのたびに弁護士で処分しなくちゃならないと、何か相続人がいないと分かっているのであれば、何か別な手だてがないものかと思うんですが、そのことについていかがでしょうか。

○副委員長（東梅 守君） 地域整備課長。

○参事兼地域整備課長（中野智洋君） 最初に事前というお話なんですけれども、今回のケースは、最初から相続人がいなかったとか分かっていたということではなくて、ちゃんと保証人とかもあったりとかそういった案件だったので、結果として相続人がいない、もしくは相続放棄をされたといった形になります。

事前にもしそういう念書を書いてもらうだの何だのとていう話もあるかと思いますが、今のところそういった案件がまだ出てきていないので、私たちのほうもまだちょっとスキルが足りない部分あります。その辺については、この当時入居した方はとにかく応急仮設住宅から災害公営住宅のほうに移行することが優先だったので、とにかく入れろ、とにかく入れろということで進めた結果このように、今現在なっています。

今後の入居については、被災者だけではなくて住宅困窮者、町営住宅として、今、運用しておりますから、そこについては少し勉強しながら、どのように対策を取っていけばいいのかということは考えていきたいと。

ただ、今回についてはまだレアケースとして出てきたばかりなので、まだどのように

対策していいかというところについて私たちはまだ苦慮しているところだということになっております。

○副委員長（東梅 守君） 芳賀委員。

○委員長（芳賀 潤君） 町内のことだけではなくて、一般的に長期間になればなるほど、よくマスコミで報道するごみ屋敷みたいな話が出ていたりとか、いろいろなケースが想定されると思うんですよ。レアケースなんだけれども、やっぱり今後独り暮らし高齢者だったり身寄りのない方だったり、今のは相続人が最初に保証人があったけれども、時間の経過とともになくなった、いろいろなケースは発生するんですが、でもこれはやっぱり増えていくケースなのかなという気がするんですよね。

なのでその弁護士先生とも、逆に言ったら助言いただきながら、こういうふうな誓約書を持ちながらやれば処分ができるようになるんですねとかというのは、やられたほうがいいな、やっていいものであればね。結局歳出削減になるので、そこら辺はぜひ検討していただきたいと思います。

○副委員長（東梅 守君） 菊池委員。

○3番（菊池忠彦君） 積立金、町営住宅基金積立金のところで伺います。

○副委員長（東梅 守君） ちょっとお待ちください。

進行します。

97ページに入ります、いいですか。

○3番（菊池忠彦君） すみません、じゃあ続けます。花輪田の町営住宅を含んだ解体を見据えた基金積立金だと思うんですけども、そこも解体も含んだね。この花輪田の町営住宅の今後の見通しをお知らせ願いたい。

○副委員長（東梅 守君） 地域整備課長。

○参事兼地域整備課長（中野智洋君） 花輪田の町営住宅については、下段のほうにあります定住促進住宅、こちらのほうになっております。町営住宅とは分かれた基金になっておりますので、町営住宅の基金から解体のほうにということではなくて、あくまでも定住促進住宅のほうの基金からということになります。

今後の見通しについて、もしくはその基金のほうの関係ですけども、今現在、定住促進住宅の基金積立金に積まれている金額で、それを全て解体できるかと言ったらまだちょっと予算的には足りないところがあるので、そのところについては実際解体するとなったときには、予算措置がまた別途必要になるのかなとは思っています。

今後の予定ですけれども、今、2棟建っているうち1棟のほうについては残り数世帯だけが入っている状態ですので、可能であればその世帯にもう1つのほうの棟に引っ越していただいて、もしそれが引っ越していただけたなら、全部空いた時点で解体の設計とか、そういったものの事業の展開に取り組んでいきたいと考えておりますが、今現在やっぱりどうしても借りている方のほうが権利は強いので、住まわれている方の意向を聞きながら、なかなか移転していただけるように促しているといった状況になっております。

○副委員長（東梅 守君） 菊池委員。

○3番（菊池忠彦君） すみません、下の定住促進住宅の基金積立金でしたね。すみません。新たな入居者というのはの募集というのは多分あまりしてないのかなと思うんですけれども、現在入居されている方が例えば他の町営住宅、復興住宅を含めてそういったところに移転する希望があった折は、何かしらその対応というのはされているんでしょうか。

○副委員長（東梅 守君） 地域整備課長。

○参事兼地域整備課長（中野智洋君） あくまでもそこについては、家賃の算定するときの収入、それによって家賃が変動しますので、定住促進住宅のほうについて、収入超過とかになればいいなと思いますが、一応お話としては伺いますし、こちらのほうからも相談をさせていただいている状況にあります。

○副委員長（東梅 守君） ほか、佐々木慶一委員。

○6番（佐々木慶一君） 18節のところで木造住宅の耐震補強関係の補助ですけれども、これは要は地震に備えての耐震強化するための工事をするときの補助金だと思うんですけれども、補助率というのはどの程度になっているのかということと、今年度ちなみにどの程度の実績というか申請があったのか、その辺教えてください。

○副委員長（東梅 守君） 地域整備課長。

○参事兼地域整備課長（中野智洋君） こちらの関係ですけれども、昭和56年以前に建てられた建物が対象となります。

今年度の実績ですけれども、耐震診断のほうには2件を予定していましたが、3件の応募がありました。改修工事のほうに移行した案件については今年度はございませんで、今、相談を受けているのが来年度耐震工事のほうにも移行していきたいという意向があるというところで今相談を受けているところです。

こちらの補助率ですけれども、補助率ではなくて一律の一定金額ということで、来年度当初予算について2件、こちらのほうを予定させていただいております。

○副委員長（東梅 守君） 佐々木委員。

○6番（佐々木慶一君） 一定金額となると規模の大小にかかわらず、ある程度上限を設定してその中であれば100%もあり得るし、上限が例えば50万円であれば100万円出せばその50万円分だけ自分で負担するという対応になるという理解でよろしいでしょうか。

○副委員長（東梅 守君） 地域整備課長。

○参事兼地域整備課長（中野智洋君） 改修する内容によって上限額は一定の額で決まっていますけれども、その耐震等内容によって加算されていくというか足されている分ですね、そちらのほうが変わってくる内容となっております。

○副委員長（東梅 守君） 佐々木委員。

○6番（佐々木慶一君） 分かりました。東日本のときには津波被害だったので、地震ってあまり意識はなかったと思うんですけれども、今後地震による被害も想定される中で、今の件数だと、多分もしかしたら倒壊するかもしれないというところが多いのかもしれない。ただ昭和56年ということは多分建築基準法改正される前の家に対しての基準だと思うんですけれども、その辺どれだけの規模がありそうとか、あるいはこういう支援制度がありますよという住民への周知なんですけれども、この辺を強化されとかという考えがありますか。

○副委員長（東梅 守君） 地域整備課長。

○参事兼地域整備課長（中野智洋君） まず周知の方法については、特に広報紙ですね、そちらを通じてもっと強力に周知を図って、1件でも多く耐震改修に臨んでいただきたいと思っております。

議員先ほど説明のあったとおり、昭和56年以前の建築物が対象ということで、そうなってくるとなかなか耐震診断耐震改修に踏み切る世帯というのは、意外と高齢者が多い世帯になってくると思われるので、意外と対象者はそんなに多くないのではないかとはい見込んでおります。ただ、これは数が増えるようであれば、いずれ補正なり何なりで対応したいと考えておりますし、こちらのほうは単なる町の単独補助ということでもないもので、適宜対応してまいりたいと考えております。

○副委員長（東梅 守君） 芳賀委員。

○委員長（芳賀 潤君） もう1回あったと思いますが、大丈夫ですね。その下の住ま

いの省エネ改修補助金140万円、去年も今年度も同様の額が計上になっているんですが、これ中身が何なのかと実績がどうなってるのかについて伺います。

○副委員長（東梅 守君） 地域整備課長。

○参事兼地域整備課長（中野智洋君） こちらについては、診断と改修それぞれ2件ずつ、今年度も来年度も予定しているんですが、実績のほうは耐震のほうはございません。

内容については省エネ関係なので、例えばトイレであったりとかの節水型のタイプへの交換であったりとか、もしくはエコキュートであったりとか、あとはソーラーのほうは別に県の企業局の補助金があるので、こちらのほうには対象にはなりませんけれども、そういった省エネ改修の機材の一覧があるんですけれども、それに対応したような形での補助金ということになっております。

○副委員長（東梅 守君） そのほかありませんか。佐々木大作委員。

○1番（佐々木大作君） 同じ補助金の部分でがけ地近接等危険住宅移転補助金、こちらの部分でお伺いいたします。1,152万円ということになっていますけれども、今現状、この崖地で危険なエリアというのは何件あるのか。この移転補助金ということでこのお金が積まれていますけれども、これは何件分に相当するのか教えてください。

○副委員長（東梅 守君） 地域整備課長。

○参事兼地域整備課長（中野智洋君） がけ金については毎年1件ずつ用意はさせていただいております。ただし、ここ10年ほど実績はございません。

○副委員長（東梅 守君） 佐々木委員。

○1番（佐々木大作君） であればあくまで見積りということでの認識でよろしかったでしょうか。

○副委員長（東梅 守君） 地域整備課長。

○参事兼地域整備課長（中野智洋君） こちらは町の単独事業ではなくて、国・県のほうからの補助ということになっています。なので枠として取っておりますので、がけ金のどのぐらいの世帯数があるかというところについて把握はしておりませんが、申請があった際にそれに対していつでも受けることができると、応えることができるように用意はさせてもらっていますが、いずれ復興事業でもって高台移転とかそういったものでみんな移動してしまっているんで、対象となる件数は非常に少ないのかなと思っております。

○副委員長（東梅 守君） 佐々木委員。

○1 番（佐々木大作君） ありがとうございます。それで例えばこのもし移転するというところが出てきた場合、その場合はこの金額的には10割ということなんですか、それとも何割かの補助という形になるんでしょうか。それとも全額補助ということになるんでしょうか。

○副委員長（東梅 守君） 地域整備課長。

○参事兼地域整備課長（中野智洋君） がけ金については、基本的にはこちらについては全額補助だったと記憶していますが、そうですね。そうだと思います。

○副委員長（東梅 守君） 阿部委員。

○10番（阿部俊作君） 今の崖地のことでちょっと確認したいと思います。これ県で作ったハザードマップ等によつての崖地判断でいいのか。

それから、今、補助は国の補助ということのおっしゃられる答弁というか言ったんですけれども、ここの移転するときの建設業者等は町内に限るとか、そういう決まりとかそういうのがあるのかないのかお尋ねします。

○副委員長（東梅 守君） 地域整備課長。

○参事兼地域整備課長（中野智洋君） 建設業者についての縛りは特にございません。

それとハザードマップの関係ですね。すみません。ハザードマップの関係については、県で指定しているイエローないしレッド、そちらのほうを対象となるということになります。

○副委員長（東梅 守君） ほかにありませんか。

11時10分まで休憩いたします。

休 憩

午前10時57分

○

再 開

午前11時08分

○副委員長（東梅 守君） 早いですが、再開をいたします。

9 款消防費 1 項消防費から、山崎委員。

○2 番（山崎 充君） 特段個別のことじゃないけれども、全体的なことでもいいでしょうか。（「はい」の声あり）大船渡の山火事がやっと鎮火して、鎮圧されてよかったなという感じなんですけれども、今回テレビの放送を見ていると、山火事の要は消えた後の熱源を探索するために、多分赤外線カメラかなと思うんですけれども、よくテレビに出ていました。これは大槌・釜石地区で常備というか設置してあるんでしょうか。

○副委員長（東梅 守君） 消防課長。

○消防課長（岩崎貴彦君） 委員の質問にお答えします。

常備消防、釜石署、大槌署には1基ずつ、熱画像直視装置は配備しております。

○副委員長（東梅 守君） 山崎委員、今のは個別の案件なので、全体の消防という形で質問であればいいんですが、

○2番（山崎 充君） じゃあやめました。

○副委員長（東梅 守君） 進行します。

98ページに入ります。芳賀委員。

○委員長（芳賀 潤君） 備品購入費のところで予算書にもあるドローンを消防団にも配備するというようなことで、110万円ほどなんですけど、このドローンのグレード、さっきの山火事ではないんですけども、熱源を探知できるとかあと人命搜索のときに、熱源探知できるから人も分かるのかなということが一つと、あとこれを使用できる団員が現在どの程度いるのかというあたりをお聞かせください。

○副委員長（東梅 守君） 消防課長。

○消防課長（岩崎貴彦君） 委員の質問にお答えいたします。

ドローンの仕様なんですけれども、温度はマイナス20度から500度まで測定できる紫外線カメラが付いております。カメラにあつてはズームも8倍、水平距離でありますと8キロ先まで、高さは6キロまでができます。この距離は伝送距離になります。

雨が降ったときは飛行はできません。あと風が12メートル以上のときも飛行はできません。また、夜間については申請が必要でありますので、申請すれば夜間も飛行はできると思います。

操作できる消防団員でありますけれども、昨年4名が消防学校のほうで講習を受講しております。

○副委員長（東梅 守君） 芳賀委員。

○委員長（芳賀 潤君） この4名に関してなんですけど、今年やられて初めてだったんですけども、来年度以降も計画的に、使える人が多い分には構わないと思うんですが、そういう計画があるのかということと、ドローンを買ったのはいいが、何の車両に乗せていって現地本部をどうやってという、その一連のものもかかると思うんですよ。ドローン買って終わりじゃなくて、それらの予算がこれに計上されているのかについてお聞かせください。

○副委員長（東梅 守君） 消防課長。

○消防課長（岩崎貴彦君） ドローンの資格の件でありますけれども、来年度も消防学校で事業がある場合には、消防団員を受講させたいと思っております。

また、ドローンの積載に関しましては、団広報車を予定しております。

○副委員長（東梅 守君） ほかありませんか。99ページ。芳賀委員。

○委員長（芳賀 潤君） 山火事のように長くなれば、やっぱり交換のバッテリーだと思うんですけれども、そういうのも全て網羅されているということで解釈してよろしいでしょうか。

○副委員長（東梅 守君） 消防課長。

○消防課長（岩崎貴彦君） 委員の質問にお答えします。

バッテリーも予備バッテリーを仕様のほうに入れております。

○副委員長（東梅 守君） 阿部委員。

○10番（阿部俊作君） 大船渡の山火事でちょっと後方支援というか炊き出しで、かなりいろいろなボランティアとか様々苦勞した部分が聞こえてきましたので、ちょっとお尋ねします。当町では給食センターのほうからのおにぎりとかそういうのがあったような気がしましたがけれども、災害時の消防団及びそのおにぎり等については、どうなっているのかなと思って。今までは婦人消防協力隊とか、そういう各分団の女性の方たちがおにぎり炊き出し等は行った経緯はありますけれども……。

○副委員長（東梅 守君） 阿部委員、ここ消防費なので、それは防災費とかそちらのほうで尋ねたほうがよろしいんじゃないでしょうか。違いますか。消防団で……。

○10番（阿部俊作君） 消防活動の応援ということで、ちょっと今、大船渡の話が昨日出てきていましたので、それで大槌町はどうなのかなということで、消防に関して、消防活動に関してのことと思ひまして取り上げましたけど、いかがでしょうか。

○副委員長（東梅 守君） 団の備品購入の部分でいいですか。

○10番（阿部俊作君） おにぎり、市内以上に県外からもいろいろな支援者が入ってきて、その炊き出し等々にいろいろ苦慮した部分、話がちょっと聞こえてきたもので、大槌町のほうは何か考えているのか、これから考えるのか、その辺、今、特に。よろしく。分かる。おにぎり、食事、食料。

○副委員長（東梅 守君） 消防課長。

○消防課長（岩崎貴彦君） 消防団としてできることでよろしいでしょうか。消防団のほ

うで炊き出し関係なんですけれども、演習とかで使うものに対しては食糧費として計上しておりますけれども、林野火災等があった場合の食料に関しては財政課と協議した上で、検討を今度していきたいと思います。

○副委員長（東梅 守君） 阿部委員。

○10番（阿部俊作君） 私も消防団にいるときは、自前という形で食糧調達はした経緯があります。それで今回の大規模災害みたいになった大船渡のような状態になったときに、他県とかほかからの応援団の中で食事提供を大船渡でやった部分があったようなので、それで米がなくて米集め、そういう連絡等が入りましたのでちょっとお尋ねしました。

それで今後ともそういう場合はどうしたらいいのかなという部分をちょっと考えてもらえればということで、よろしいですか。

○委員長（芳賀 潤君） 町長。

○町長（平野公三君） 緊急時になりますので、やはり大規模災害、特に林野火災につきましては、消防団を含めて支援する側に対して、町としてしっかりと対応させていただきます。もちろん食料となればおにぎりになりますが、人海戦術についてはなかなか難しい状況になればコンビニ含めて、またマスト含めてみずかみ含めて協定を結んでいるところがありますので、その供給をしっかりと出していただく、それは町でしっかり調整を図ってまいりたいと思います。

○副委員長（東梅 守君） 進行します。

99ページ、菊池委員。

○3番（菊池忠彦君） 中段の負担金、補助及び交付金、消火栓設置工事負担金のところで伺います。負担金というのは、これ新設工事になるのか、それとも更新工事になるのか、その辺を伺いたい。

○副委員長（東梅 守君） 消防課長。

○消防課長（岩崎貴彦君） 委員の質問にお答えします。

消火栓の負担金でありますけれども、新設もあれば水道管の布設工事に合わせて、消火栓の移設等にも活用しているところであります。

○副委員長（東梅 守君） 菊池委員。

○3番（菊池忠彦君） 分かりました。先日の大船渡の林野火災、つい先日のことなので当然この消防費でいろいろ各委員の方々から質問も出ると思うんですけれども、まだ鎮圧宣言をしたけれども鎮火宣言まだしてないんですね、まだ予断を許さないということ

で。やはり一部町民の方には消火活動に関する不安の声も一部聞こえてくるんですね。

例えば先ほど芳賀委員のほうからもありましたけれども、川の水位が大分減ってきていると。特に大槌川の水量がここ数年大分少なくなっているということがございますので、仮に大槌川の流域で大規模火災が起きた場合に、あの水量では河川からの水のくみ上げというのができないんじゃないかという、そういった町民からの声もあるんですね。いざとなれば先日の大船渡みたいに海水をくみ上げるということもあるんでしょうけれども、そういったところもあってこの町内に設置してある消火栓というのは、今現在これ足りているのかどうか。どうでしょう。いろいろ至るところに設置してありますけれども、これは大規模な火災になった場合に、この消火栓というのは果たして足りるのかどうか、その辺はどうでしょう。見立てとして。

○副委員長（東梅 守君） 消防課長。

○消防課長（岩崎貴彦君） 委員の質問にお答えします。

町方地区にありましては、消防計画の方針の下、消火栓、防火水槽については、おおむね充足してと思います。ただ金沢地区、小槌地区になりますと、住宅が点在している形となっておりますので、そちらに関しては十分充足しているとは思いません。

○副委員長（東梅 守君） 菊池委員。

○3番（菊池忠彦君） そういった地域の災害に備えても、やはり防火水槽の整備であるとかため池であるとか、そういった整備も議論する余地はあるのではないかなと思うんですね。これをどのような見解を持っておられるか、そこ1点お聞きします。

それから、私思うんですけども、この消火栓のマップですね。ここにありますよというマップなども活用できればいいなと思うんですけども、どうでしょうこの辺の御見解、この2点。

○副委員長（東梅 守君） 消防課長。

○消防課長（岩崎貴彦君） 委員の質問にお答えいたします。

消防マップなんですけれども、当署ではこのマップには上げております。ただ町民の皆様に分かるようなマップ、ハザードマップとかのほうには上がっておりませんので、今後ハザードマップのほうにも上げられるかというのを検討していきたいと思います。

すみません。もう1点。（「ため池とか」「水利の」の声あり）河川のため池等に関しましては、やはり大槌川、小槌川につきましては県のほうで管理しているということで、県のほうと調整をしなければならないのかなと思っております。

○副委員長（東梅 守君） 芳賀委員。

○委員長（芳賀 潤君） この消火栓で一般質問でもお話ししたんですけれども、その防火水槽に隣接した消火栓がない場所もあるので、この前水道と協議して、分岐した形で常に補水ができるような環境は取れるという答弁でした。となったときに、町内の防火水槽見回してもらって、おおむねやっぱり補水といってもホースせいぜい2本ぐらいで補水しないと、半径100メートルだからといって5本つないで補水というのもちょっと現実的な話でもないと思うんですが、一応点検していただいて、水道とも協議して、令和7年度中にそういうような、そんなにお金がかかるものだと思ってないから聞いているんですけれども、そういうのをぜひ整備しておいたほうがいいと思いますが、見解をお聞かせください。

○副委員長（東梅 守君） 消防課長。

○消防課長（岩崎貴彦君） 委員の質問にお答えいたします。

町内の防火水槽につきましては、今後上下水道課と協議しながら進めたいと思います。

○副委員長（東梅 守君） 芳賀委員。

○委員長（芳賀 潤君） 上下水道課長、聞きますけれども、その分岐を取って貯水タンクに入れるという工事費というのは、大体1基ぐらいどの程度かかるものなんでしょうかね。そんなにして私も非常にアバウトなことで発言したので申し訳ないので、大体どのぐらいかかるというのが見込みとしてあれば。

○副委員長（東梅 守君） 上下水道課長。

○上下水道課長（阿部文友君） お答えいたします。

ちょっと今、この場ではちょっと即答できかねますので、後ほどちょっと調べてお示しできればと思います。

○副委員長（東梅 守君） ほかありませんか。佐々木大作委員。

○1番（佐々木大作君） 99ページ上段の部分の負担金、補助金、交付金のほうで質問いたします。消防団員の準中型自動車免許の事業補助金ということですが、これ今年度の実績と、次年度どのぐらいの人数がこの対象になっているかというのを教えてください。

○副委員長（東梅 守君） 消防課長。

○消防課長（岩崎貴彦君） 昨年度は実施しておりません。令和7年4月1日から実施する事業であります。消防団員にあつては2名ほどを予定しております。

○副委員長（東梅 守君） 佐々木大作委員。

○1番（佐々木大作君） ありがとうございます。この中型車の自動車免許というのは、やっぱり、今、新しく入ってきた消防団員の方々というのはやっぱりその中型免許持っていないという人たちが、普通自動車の免許に中型7トンまで書いてないというのがありますので、やはりぜひ実施していただきたいものだと思います。火災現場に行くときに、やっぱり車運転できないでその場で待つしかないという状況もあると思いますので、できるだけそれを解消するようということで、事業のほうお願いします。

○副委員長（東梅 守君） 要望ですね。

○1番（佐々木大作君） 要望で。

○副委員長（東梅 守君） 進行します。

100ページ。佐々木大作委員。

○1番（佐々木大作君） 14の工事請負費、こちらの部分で質問します。

防災行政無線の設備更新工事ということで、今回の更新で個別に町民に配布されている戸別受信機のほう、こちらまた使えなくなるということだと聞いておりましたが、災害の発生前や後でも特に情報を必要とする施設には、戸別受信機の設置が必要と思われます。町から施設等に支給する受信機、こちらのほうがどのくらいの範囲なのかというのを具体的に教えていただけますか。

○副委員長（東梅 守君） 防災対策課長。

○防災・協働地域づくり担当参与兼防災対策課長（島村亜紀子君） 委員の質問にお答えいたします。

現在使っている戸別受信機はそのまま使用できるということで計画を立てておりますので、施設にあるものも自宅にあるものもお使いになっていただけたと思います。

○副委員長（東梅 守君） 佐々木大作委員。

○1番（佐々木大作君） 今の受信機が使えるということで一安心しました。そうなんですけれども、今現状の震災以降建てられた家というのが、やはりちょっと高気密・高断熱という機能を有している関係で、外からの音がほとんど聞こえないという状況がやはり地域のほうからも聞こえてきています。屋外の防災無線の情報が聞き取りにくい状況なんですけれども、このことから、今後も戸別受信機を求める方がいた場合に、支援制度というのはどのようにお考えでしょうか。

○副委員長（東梅 守君） 防災対策課長。

○防災・協働地域づくり担当参与兼防災対策課長（島村亜紀子君） 委員の御質問にお答えいたします。

現状も毎年何件か新しく欲しいという方がいらっしやいまして、そちらのほうには配布しておりますし、在庫はまだ十分でございますので、今後も配布が可能でございます。

○副委員長（東梅 守君） 佐々木大作委員。

○1番（佐々木大作君） ありがとうございます。現状新しい受信機、防災無線ですね、防災無線のほうで、例えば今現状の、ごめんなさい、戸別受信機のほうでちょっとお尋ねしたいんですけども、戸別受信機のほう、例えば今、新しく防災無線が設置されたときの受信の率ですね、今現状やっぱり家の中でつけていても聞こえないというところも何かあるんですよ。そういったときの例えばこれ今後の受信率の改善というところというのはどのような形であるかというのを教えてもらってもいいですか。

○副委員長（東梅 守君） 防災対策課長。

○防災・協働地域づくり担当参与兼防災対策課長（島村亜紀子君） 家の中にラジオをそのまま置いて聞こえないというところに関しては、アンテナを付けていただくとか、そういうことで対応しておりますので、もし聞こえないという方がおられましたら防災対策課のほうまでお越し、御連絡をいただけますようお願いいたします。

○副委員長（東梅 守君） ほかありませんか。（「なし」の声あり）

消防費を終わります。

10款教育費 1項教育総務費。101ページ。進行します。

102ページ。進行します。

103ページ。芳賀委員。

○委員長（芳賀 潤君） 教員住宅費、これもまた一般質問で議論になったところなんです、修繕料で28万6,000円計上しています。エアコンあるなしにかかわらず、一般的な話として、なかなか町内に住まわれる教員がいない。施設が老朽化していくといったときに、これ修繕どこを利用しているのか、直さなくちゃいけないのか無駄なのか、そこら辺の見解をお聞かせください。

○副委員長（東梅 守君） 学務課長。

○学務課長（吉田 智君） 委員の質問にお答えいたします。

この修繕費でございますが、吉里吉里の教員住宅のお勝手側の入り口がちょっとシロ

アリにやられてしまいまして、修繕が必要ということで2棟分の裏口の修繕になっております。

○副委員長（東梅 守君） 芳賀委員。

○委員長（芳賀 潤君） 前の議論で人が入っていないという、入っている、ここは入っているんだね。じゃもうすぐ直してあげたほうがいいですね、入らないと言われる教員住宅に住まわれてる先生方がいるというんだから。そうやってやっぱり地元に住んでももらえればなおよいと思います。終わります。

○副委員長（東梅 守君） ほかありませんか。（「なし」の声あり）進行します。

104ページ。2項小学校費。進行します。

105ページ。佐々木慶一委員。

○6番（佐々木慶一君） 1行目のこれAEDのことだと思うんですけども、この費用というのは、買取りじゃなくてリース費用の扱いなんではないかということと、これAEDは、それ以外に中学校費でも多分1台だと思うんですが、その他は義務教育費等でも金額から見ると、もう3台くらいに相当すると思うんですけども、そういう認識でいいか、どういった場所に設置してあるのかということをお知らせください。

○副委員長（東梅 守君） 学務課長。

○学務課長（吉田 智君） お答えいたします。

まずAEDでございますけれども、これはレンタル、賃貸ということになっております。あと場所的などところですが、各学園で吉里吉里学園小学部、中学部、あと大槌学園それぞれ例えば体育館であるとか、あとは職員玄関の近くであるとか、非常に使用頻度が高そうだなというところを予測して、そこに配置しております。

○副委員長（東梅 守君） 佐々木慶一委員。

○6番（佐々木慶一君） これ使う前提として扱うのは、例えば教職員、大人だけなのか、例えば小学生は難しいかもしれないですけども中学生なら対象とするのか、その辺の教育をもししていないのであれば、する予定があるのか。既にしているのであれば別ですけども、その辺の状況をお知らせください。

○副委員長（東梅 守君） 学務課長。

○学務課長（吉田 智君） 委員の質問にお答えいたします。

AEDの講習を教職員は必ず受けるようにしておりますし、あと子供たちも実は中学部の子たちは、ふるさと科で実施をしております。

○副委員長（東梅 守君） ほかありませんか。（「なし」の声あり）進行します。

106ページ上段まで。進行します。

3項中学校費。107ページ。進行します。

108ページ上段まで。進行します。

4項義務教育学校費。109ページまで。山崎委員。

○2番（山崎充君） 需用費の中の医薬材料費で9万1,000円上がっていますが、今、学園、吉里吉里含めて、発作を起こしたとき、要は、豆とかピラスとかいろいろそれ用のピン、この注射器というのは常備しているんですかね。エピペン、エピペン。

○副委員長（東梅 守君） 学務課長。

○学務課長（吉田 智君） お答えいたします。

エピペン等は必要な子たちは持つということになってましたけれども、今のところ大槌学園、吉里吉里学園で、今、持っている児童生徒はいないと認識しております。

○副委員長（東梅 守君） 山崎委員。

○2番（山崎充君） そこに常備はしていませんか。学校に常備はしていない。

○副委員長（東梅 守君） 学務課長。

○学務課長（吉田 智君） 学校のほうでは常備しておりません。

○副委員長（東梅 守君） 進行します。

110ページ上段まで。進行します。

5項社会教育費。111ページまで。進行します。

112ページ。進行します。

113ページ。佐々木慶一委員。

○6番（佐々木慶一君） 委託料のところでちょっと分からなかったので教えてください。

特別天然記念物食害対策業務委託料。これ特別天然記念物自体が食害を受けるからということなのか、特別天然記念物の例えばカモシカなんかによる食害に対応するということなのかを教えてくださいということと、それでちょっと2問までなので、その下段にある古文書等把握調査業務委託料、これは、いつ誰がどういう内容で何をするのかというところの中身を教えてください。

○副委員長（東梅 守君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（阿部慈郎君） 佐々木委員の質問にお答えします。

まず最初の天然記念物の食害対策業務委託なんですけれども、こちらのほうは天然記

念物のカモシカが、木を切った後に植栽したアカマツとか、幼樹3年未満の木なんですけれどもそちらのほうを食べないように、食害を減らすために忌避剤を塗布するという事業になっていまして、こちらの事業につきましては、薬を若葉のところに塗布するという作業でございます。委託先を釜石地方森林組合さんをお願いしているところでございます。

続きまして、その下の古文書の把握調査業務委託ということなんですけれども、こちらのほうですけれども、今現在進めております地域計画の一つになりますけれども、町内の未整理の古文書がございます。金沢地区でいくと佐々木家とか、あと浪板のほうに行くと平野家とか、こういったところに解説されていない文書が500点ほどまざりますということです。それでこちらを専門の技術を持つ民間の調査会社に外部委託しまして、取りあえず最初に目録、何が書かれているのかというリストの目録を作成するという委託事業でございます。

○副委員長（東梅 守君） 佐々木慶一委員。

○6番（佐々木慶一君） 今の古文書関係のやつと将来に向けての活用方法というのはどういうふうになりますか。

○副委員長（東梅 守君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（阿部慈郎君） 委員にお答えします。

こちらの古文書につきましては、今後地域計画というのを作成していくということは、ただ作成して終わりではございません。作成してそれをどのようなものが書かれているのか、それが保存とかあとは学校教育とか、いろいろな町のそういう財産として知らしめるために、今後それに生かしていくということで、調査委託をするということでございます。

○副委員長（東梅 守君） 佐々木慶一委員。

○6番（佐々木慶一君） どういう生かし方をする、具体的にどういう使い方生かし方をするのかという質問です。

○副委員長（東梅 守君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（阿部慈郎君） 佐々木委員にお答えします。

実際にこことこの部分に生かすということではなくて、この町に何があったのかとか、そういう事実ですね、実際に内容を解説してみなきゃならないんですけれども、まずどういったことがこの町であったかという記録を今後の後世の人たちに残していくという

ことになります。

○副委員長（東梅 守君） 教育長。

○教育長（松橋文明君） お答えをいたします。

こうやってお金をかけて調査するということですので、非常に大切な町の文化遺産だと思います。ですから町民文化祭とかいろいろなイベント等のところで、古文書はそのまま読めないの、一般の町民の方々もちゃんと見て分かるような状況にして展示をするとか、いわゆる講座のところで使って、皆さんに周知をしていくというところで具体的な活用方法を考えてまいりたいと思っております。

○副委員長（東梅 守君） 阿部委員。

○10番（阿部俊作君） この下の文化財の標識のことでお尋ねいたします。

今まではここに何があったかという標柱だけでしたけれども、できれば説明板も欲しいと思うんですが、委託料の文化財標識等設置業務委託料、どういうものか説明をお願いします。

○副委員長（東梅 守君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（阿部慈郎君） 阿部委員の質問にお答えします。

こちらの標識の設置なんですけれども、こちら辺津ヶ沢の一里塚の標柱の設置の委託になりますので、こちらのほうが令和3年のちょっとその部分だけだと思うんですけれども、焼損しまして看板ではなくて標柱型のやつなんですけれども、こちらのほうがちょっと焼損しまして、こちらのほうを再設置するという内容でございます。

○副委員長（東梅 守君） 菊池委員。

○3番（菊池忠彦君） 私も委託料のところ。先ほどの特別天然記念物食害対策業務委託料に関しての質問ありましたけれども、同じところで今回はシカの食害に対しての対策の委託料だと思うんですけれども、例えば町内至るところに天然記念物って町が指定した天然記念物があるわけですよね。例えば私が知ってるところでいけば小鎚神社の御神木、樹齢500年600年と言われてますけれども、いわゆる神社の所有、個人というか町の所有ではないものに関してのどこまで町が手をかけて、こういった天然記念物を残していくための対策を取っておられるのか、少しそこを絡めてお伺いしたいです。

○副委員長（東梅 守君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（阿部慈郎君） 菊池委員の質問にお答えします。

委員がおっしゃられるとおり町にはいろいろな天然記念物、そういったものがたくさ

んございます。有形・無形のものもでございます。

町が持っているものについては管理してはいるんですけども、その個人ですね、個人でお持ちになるもの、こちらものについては現在作成をしている地域計画で、こちらのほうで、実際に指定されていなくても古いものもございすし、あと指定されていて民間で持たれて修繕が必要だとか、いろいろなそういう状況になっている場合もございすので、こちらにつきましては、そちらのほうの補助というか、そちらのほうについても考えていかなきゃならないと考えております。

○副委員長（東梅 守君） 菊池委員。

○3番（菊池忠彦君） そうなると、現在は特段その個人所有のものに関しては、町としての対策というのは特段ないけれども、何かしら補助的メニューがあるのであれば、対応は今後していくという、そういった御回答だと思うんですけども、まさにそのとおりだと思うんですね。やはり町が天然記念物で指定していながらも、個人で管理は100%やってくださいというのはいかがなものかなと。やはりその状況を聞きながら、年に数回であっても状況を聞きながら、保管に関しての対策に町が協力していくというのは、私はやるべきことだなと思います。御答弁いいです。

以上です。

○副委員長（東梅 守君） ほかありませんか。（「なし」の声あり）

進行します。

114ページ下段まで。進行します。

6項保健体育費。115ページまで。進行します。

116ページ。進行します。

117ページ下段まで。進行します。

11款災害復旧費1項農林水産業施設災害復旧費。118ページ中段まで。進行します。

2項土木施設災害復旧費。進行します。

12款公債費1項公債費。東梅委員。

○11番（東梅康悦君） 災害援護資金の償還金のところで伺いますが、震災後も借入れしてまず順調に払っている部分、あるいは相談しながら払っている部分等々があると思うんですが、その状況につきまして、まず教えてください。相談中のものでも払ってますよ、あるいはちょっと遅れてますよというものがあるのであれば教えてください。

○副委員長（東梅 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小國晃也君） お答えいたします。

災害援護資金につきましては、当町ではこれまで89名の方に2億4,085万円の貸付けを行っているところでございます。そのうち89名中、令和7年1月末現在で、今、38名の方が完済されたという状況でございます。率にすると4割ぐらいなんですけれども、4割ぐらいの方も完済されている状況です。残りの46名の方が今償還されているような形です。さらに、現時点で償還が免除された方、自己破産であったりとか、そういった方が5名といった状況でございます。その中で、今、ちょっと延滞されている方が4名ということで、町のほうで今、督促等々の手続を行っているところでございます。

○副委員長（東梅 守君） 東梅委員。

○11番（東梅康悦君） 38名の方が払い終わったということなんですが、46名ですか、その分がちょっとという話なんです、これって阪神淡路の部分においてもこの部分、結構いまだに続いているというような話を聞きますが、この猶予の在り方というものが、まずこの被災自治体にとっても、この部分に関しましてはすごく共通している部分だと思うんですが、そういう被災自治体等の同じような悩みを持つ中で、どのようなネットワークを持った中で、あるいはその県との共通の問題意識を持って、訴えてきているのかというところを教えていただきたいと思います。

○副委員長（東梅 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小國晃也君） お答えいたします。

現在貸付けから13年がたつということで、償還期限が切れる初年度という位置づけになっております。これを踏まえまして昨年度からなんですけれども、関係市町村、特に宮城県とかがちょっと償還部分が大きくて、国・県に対して連携した形で、今、要望しているところでございます。

今、まだ阪神淡路の場合は2006年度以降5回延長されているんですけれども、償還期限のほうは。まだ東日本につきましてはまだ示されておりませんので、今後引き続き国県の動向を注視してまいりたいと思っております。

○副委員長（東梅 守君） ほかありませんか。（「なし」の声あり）進行します。

13款諸支出金1項普通財産取得費。進行します。

2項災害援護資金貸付金。進行します。

14款予備費1項予備費。

以上で、令和7年度大槌町一般会計予算を定めることについての質疑を終結いたしま

す。

13時5分まで休憩いたします。

休 憩

午前 11時49分

○

再 開

午後 1時 5分

○委員長（芳賀 潤君） 再開します。

当局より発言を求められておりますので、それを許可します。学務課長。

○学務課長（吉田 智君） 山崎 充委員の御質問に対しまして、回答に誤りがありましたので訂正をさせていただきます。

山崎委員からの御質問がございましたエピペンに関する質問につきまして、今年度エピペンを準備している児童・生徒はいませんとお答えしましたが、実際は3名おり、万が一のときに備え、関係機関と情報を共有しております。訂正しておわび申し上げます。申し訳ございませんでした。

○委員長（芳賀 潤君） 議案第27号令和7年度大槌町国民健康保険特別会計予算を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。町民課長。

○町民課長（小笠原純一君） それでは内容について御説明いたします。

予算書の11ページをお開き願います。

最初に、歳入について御説明申し上げます。

説明につきましては、款の名称、金額、主な内容の順に御説明いたします。

1 款国民健康保険税 1 億7,014万9,000円は、現年課税及び滞納繰越分の国民健康保険税であります。

2 款分担金及び負担金は、整理科目であります。

3 款使用料及び手数料 2 万5,000円は、過年度の督促手数料であります。

4 款国庫支出金は、整理科目であります。

5 款県支出金10億3,339万円は、普通交付金及び特別交付金であります。

6 款財産収入34万6,000円は、基金預金利子であります。

7 款寄附金は、整理科目であります。

8 款繰入金 1 億1,372万2,000円は、保険基盤安定繰入金及び財政安定化支援事業繰入金等であります。

9 款繰越金2,000万円は、前年度繰越金であります。

10 款諸収入205万円は、国保税延滞金及び保険診療報酬額の返還金であります。

12 ページを御覧願います。

11 款町債は、整理科目であります。

13 ページをお開き願います。

次に歳出について御説明申し上げます。

1 款総務費2,603万2,000円は、国民健康保険事務に係る一般管理費のほか、国保システムの標準化に係る委託料等であります。

2 款保険給付費10億495万3,000円は、一般被保険者に係る療養給付費及び高額療養費の保険者負担金負担分等であります。

3 款国民健康保険事業納付金 2 億9,084万2,000円は、一般被保険者医療給付費等に係る納付金であります。

4 款共同事業拠出金は、整理科目であります。

5 款財政安定化基金拠出金は、整理科目であります。

6 款保健施設費1,391万4,000円は、特定健診業務委託料等であります。

7 款基金積立金34万1,000円は、財政調整基金預金利子積立てであります。

8 款公債費20万円は、前年同額であります。

14 ページを御覧願います。

9 款諸支出金240万1,000円は、国民健康保険税の還付金等であります。

10 款繰上充用金は、整理科目であります。

11 款予備費100万円は、前年同額であります。

令和 7 年度大槌町国民健康保険特別会計予算総額を13億3,968万6,000円とするものであります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（芳賀 潤君） 質疑に入ります。

138 ページをお開きください。歳入 1 款国民健康保険税 1 項国民健康保険税。139 ページ上段まで。進行します。

2 款分担金及び負担金 1 項負担金。進行します。

3 款使用料及び手数料 1 項手数料。進行します。

4 款国庫支出金 1 項国庫負担金。 2 項国庫補助金。進行します。

5 款県支出金 1 項県負担金。進行します。

2 項県補助金。進行します。

3 項財政安定化基金交付金。進行します。

6 款財産収入 1 項財産運用収入。進行します。

7 款寄附金 1 項寄附金。進行します。

8 款繰入金 1 項他会計繰入金。141ページ上段まで。進行します。

2 項基金繰入金。進行します。

9 款繰越金 1 項繰越金。進行します。

10 款諸収入 1 項延滞金・加算金及び過料。進行します。

142ページに入ります。2 項預金利子。進行します。

3 項雑入。進行します。

11 款町債 1 項町債。

歳入の質疑を終わります。

143ページ、歳出に移ります。

1 款総務費 1 項総務管理費。144ページ上段まで。進行します。

2 項徴税費。進行します。

3 項運営協議会費。145ページ。いいですか。進行します。

145ページに入ります。2 款保険給付費 1 項療養諸費。進行します。

2 項高額療養費、146ページ上段まで。進行します。

3 項移送費。進行します。

4 項出産育児諸費。進行します。

147ページに入ります。5 項葬祭諸費。進行します。

6 項傷病手当金。進行します。

3 款国民健康保険事業費納付金 1 項医療給付費分。進行します。

2 項後期高齢者支援金等分。148ページ上段まで。

3 項介護納付金分。進行します。

4 款共同事業拠出金 1 項共同事業拠出金。進行します。

5 款財政安定化基金拠出金 1 項財政安定化基金拠出金。進行します。

6 款保健施設費 1 項特定健康診査等事業費。149ページ上段まで。進行します。

2 項保健施設費。進行します。

7 款基金積立金 1 項基金積立金。進行します。

150ページに入ります。8 款公債費 1 項公債費。進行します。

9 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金。進行します。

10 款繰上充用金 1 項繰上充用金。

11 款予備費 1 項予備費。

令和 7 年度大槌町国民健康保険特別会計予算を定めることについての質疑を終結いたします。

議案第28号令和 7 年度大槌町介護保険特別会計予算を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。長寿社会課長。

○参事兼長寿社会課長（岡本克美君） それでは内容について御説明いたします。

令和 6 年、総合相談事業の制度拡大に合わせて勘定を 2 つに分けてございます。

実施内容については何も変更ございませんので、保険事業勘定、これは大槌町が保険者として介護保険給付などを行う事業でございます。

予算書の16ページをお開きください。

歳入、款の名称、予算額、主な内容の順に御説明いたします。

歳出、1 款保険料 2 億6,676万8,000円は、特別徴収及び普通徴収保険料でございます。

2 款使用料及び手数料44万9,000円は、配食サービス利用料等でございます。

3 款国庫支出金 3 億5,619万7,000円。介護給付費負担金です。

4 款支払基金交付金 3 億8,816万2,000円は、介護給付費交付金等です。

5 款県支出金 2 億2,131万9,000円は、介護給付費負担金等です。

6 款財産収入25万1,000円は、基金預金利子です。

7 款繰入金 2 億6,115万1,000円は、一般会計及び介護給付費準備基金からの繰入金です。

8 款繰越金1,000円は、整理科目です。

9 款諸収入 1 万円は、生活保護受給者、要介護認定審査委託料等です。

10 款町債1,000円は、整理科目です。

18ページをお開き願います。

歳出、1 款総務費1,790万5,000円は、介護保険特別会計の事務事業に係る総務管理費、要介護認定に係る介護認定審査会費、保険制度の周知に係る趣旨普及費等でございます。

2 款保険給付費14億841万9,000円は、在宅で介護サービスを受ける居宅介護、特別養護老人ホームなどで介護サービスを受ける施設介護などの介護サービス保険給付費でございます。

3 款財政安定化基金拠出金1,000円は、整理科目です。

4 款地域支援事業費6,462万9,000円は、介護予防事業及び地域包括支援センターの person 件費、事業費でございます。

5 款基金積立金25万1,000円は、介護給付費準備基金預金利子積立金でございます。

6 款公債費1,000円は、整理科目です。

7 款諸支出金310万3,000円は、被保険者の死亡などに伴う介護保険料の還付金です。

8 款諸支出金は、廃目整理でございます。

20ページをお開き願います。

介護サービス事業勘定、要支援者を要支援認定を受けた方の介護予防支援業務を、地域包括支援センターが事業所として行う予算でございます。

歳入、1 款サービス収入273万7,000円は、介護予防サービス計画費収入です。

2 款繰入金668万6,000円は、一般会計繰入金です。

3 款繰越金1,000円は、整理科目です。

21ページをお開きください。

歳出、1 款総務費774万3,000円は、居宅予防支援事業所の person 件費及び事務費でございます。

2 款支援事業費168万円は、介護予防サービス支援計画書作成委託料です。

3 款諸支出金1,000円は、整理科目です。

令和 7 年度大槌町介護保険特別会計、保険事業勘定の予算総額を14億9,430万9,000円、介護サービス事業勘定の予算総額を942万4,000円とするものです。

以上、御審議よろしくお願いいたします。

○委員長（芳賀 潤君） 質疑に入ります。153ページをお開きください。

保険事業勘定歳入、1 款保険料 1 項介護保険料。進行します。

2 款使用料及び手数料 1 項手数料。進行します。

3 款国庫支出金 1 項国庫負担金。進行します。

2 項国庫補助金。154ページ上段まで。進行します。

4 款支払基金交付金 1 項支払基金交付金。進行します。

5 款県支出金 1 項県負担金。進行します。

2 項財政安定化基金支出金。155ページに入ります。進行します。

3 項県補助金。進行します。

6 款財産収入 1 項財産運用収入。進行します。

7 款繰入金 1 項一般会計繰入金。進行します。

2 項基金繰入金。156ページ上段まで。

8 款繰越金 1 項繰越金。進行します。

9 款諸収入 1 項延滞金、加算金及び過料。進行します。

2 項雑入。3 項雑入。157ページ上段まで。進行します。

10 款町債 1 項町債。

歳入を終わります。

歳出に入ります。

158ページ、1 款総務費 1 項総務管理費。進行します。

2 項徴収費。159ページ上段まで。進行します。

3 項介護認定審査会費。進行します。

4 項趣旨普及費。進行します。

160ページに入ります。2 款保険給付費 1 項介護サービス費等諸費。161ページ中段まで。山崎委員。

○2 番（山崎 充君） 歳出の部分の保険給付費なんですが、もし分かればいいんですけども、町内に支払っている分と町外、外に支払っている分かりますか、金額。町内で払っている金額と町の外に払っている金額。

○委員長（芳賀 潤君） 長寿社会課長。

○参事兼長寿社会課長（岡本克美君） お答えいたします。

被保険者の方が、町外にもサービスを受けている方がいますので、ちょっと町内の事業者だけに払っているという部分は把握しかねます。

○委員長（芳賀 潤君） よろしいですか。（「了解」の声あり）進行します。

161ページ中段までですよ。進行します。

2 項介護予防サービス等諸費。162ページ中段まで。進行します。

3 項その他諸費。進行します。

4 項高額介護サービス等費。163ページ上段まで。進行します。

5 項高額医療合算介護サービス等費。進行します。

6 項特定入所者介護サービス等費。164ページ上段まで。進行します。

3 款財政安定化基金拠出金 1 項財政安定化基金拠出金。進行します。

4 款地域支援事業費 1 項介護予防・生活支援サービス事業費。進行します。

165ページに入ります。2 項一般介護予防事業費。進行します。

3 項包括的支援事業・任意事業費。166ページに入ります。進行します。

167ページ全部。進行します。

168ページ上段まで。進行します。

4 項その他諸費。進行します。

5 款基金積立金 1 項基金積立金。進行します。

6 款公債費 1 項財政安定化基金償還金。進行します。

169ページに入ります。7 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金、2 項延滞金。進行します。

3 項繰出金。進行します。

8 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金。進行します。

170ページ上段まで。進行します。

2 項延滞金。進行します。

3 項繰出金。進行します。

介護サービス事業勘定。173ページをお開きください。歳入、1 款サービス収入 1 項介護予防給付費収入。進行します。

2 款繰入金 1 項一般会計繰入金。進行します。

3 款繰越金 1 項繰越金。

歳入を終わります。

174ページをお開きください。歳出、1 款総務費 1 項総務管理費。進行します。

2 款支援事業費 1 項介護予防支援事業費。進行します。

3 款諸支出金 1 項繰出金。進行します。

歳出を終わります。

令和 7 年度大槌町介護保険特別会計予算を定めることについての質疑を終結いたします。

議案第29号令和 7 年度大槌町後期高齢者医療特別会計予算を定めることについてを議

題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。町民課長。

○町民課長（小笠原純一君） それでは、内容について御説明いたします。

予算書の23ページをお開き願います。

初めに歳入について御説明申し上げます。

なお、説明につきましては、款の名称、金額、主な内容の順に御説明いたします。

1 款後期高齢者医療保険料 1 億613万4,000円は、特別徴収及び普通徴収、後期高齢者医療保険料であります。

2 款使用料及び手数料4,000円は、過年度分の督促手数料であります。

3 款国庫支出金は、整理科目であります。

4 款寄附金は、整理科目であります。

5 款繰入金5,463万3,000円は、保険基盤安定繰入金等であります。

6 款繰越金は、整理科目であります。

7 款諸収入74万4,000円は、延滞金及び過年度保険料負担金の還付金等であります。

24ページを御覧願います。

次に、歳出について御説明申し上げます。

1 款総務費251万4,000円は、後期高齢者医療事務に係る一般管理費であります。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金 1 億5,829万1,000円は、岩手県後期高齢者医療広域連合への納付金の支払いであります。

3 款諸支出金71万3,000円は、過年度保険料の還付金等であります。

令和7年度大槌町後期高齢者医療特別会計予算の総額を1億6,151万8,000円とするものです。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（芳賀 潤君） 質疑に入ります。

歳入、1 款後期高齢者医療保険料 1 項後期高齢者医療保険料。進行します。

2 款使用料及び手数料 1 項手数料。進行します。

3 款国庫支出金 1 項国庫補助金。進行します。

4 款寄附金 1 項寄附金。進行します。

5 款繰入金 1 項一般会計繰入金。187ページ上段まで。進行します。

6 款繰越金 1 項繰越金。進行します。

7 款諸収入 1 項延滞金、加算金及び過料。進行します。

2 項償還金及び還付加算金。進行します。

3 項預金利子。

歳入を終わります。

歳出に入ります。

188ページ、1 款総務費 1 項総務管理費。2 項徴収費。進行します。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金 1 項後期高齢者医療広域連合納付金。189ページ上段まで。進行します。

3 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金。進行します。

2 項繰出金。進行します。

令和 7 年度大槌町後期高齢者医療特別会計予算を定めることについての質疑を終結いたします。

議案第30号令和 7 年度大槌町水道事業会計予算を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので直ちに内容説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（阿部文友君） それでは内容について御説明申し上げます。

別冊にて配付しております予算書の 1 ページを御覧願います。

第 1 条、令和 7 年度大槌町水道事業会計の予算は次に定めるところによる。

第 2 条、業務の予定量は次のとおりとする。

1、給水戸数5,000戸。

2、年間総配水量138万7,000立方メートル。

3、一日平均配水量3,800立方メートル。

第 3 条、収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

収入。第 1 款水道事業収益 2 億9,709万9,000円。前年度比で2.0%の減であります。

給水料及び下水道会計事務受託料などの営業収益、長期前受金戻入、他会計負担金などの営業外収益、過年度損益修正益などの特別利益を計上しております。営業収益、営業外収益共に前年度に比べ減となっております。

支出。第 1 款水道事業費用 3 億5,217万5,000円。前年度比で0.3%の減であります。

人件費、燃料費、光熱水費、各種委託料、修繕費、減価償却費などの営業費用、企業債支払利息などの営業外費用、過年度損益修正損などの特別損失を計上しております。

前年度に比べ、営業費用は増、営業外費用は減となっております。

2ページ及び3ページを御覧願います。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

収入。第1款資本的収入1億4,120万8,000円。前年度比で228%の増であります。

企業債、国庫補助金、他会計負担金などを計上しております。

令和6年度施工した浪板地区老朽管更新工事が令和5年度予算の繰越しによるものであることから、前年度に比べ大幅に増となっております。

支出。第1款資本的支出2億3,770万8,000円。前年度比で45.8%の増であります。

白銀浄水場浄水装置新設詳細設計業務委託、吉里吉里地区配水管布設替工事、浪板地区老朽管更新工事などの建設改良費、企業債償還金を計上しております。

第5条、企業債の目的、限度額、企業債の方法利率及び償還の方法は次のとおりと定める。

企業債の目的、配水施設整備事業、限度額1億40万円。企業債の方法、利率、償還の方法につきましては、他の会計と同様ですので省略させていただきます。

第6条、一時借入金の限度額は1億円と定める。

第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第8条に定める経費以外の同一款内の間の流用。

第8条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を得なければならない。職員給与費4,165万1,000円。

第9条、大槌町一般会計からこの会計へ補助等を受ける金額は、2,402万9,000円である。

第10条、たな卸資産の購入限度額は、500万円と定める。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（芳賀 潤君） 2ページをお開きください。第5条企業債。

7ページへ進みます。令和7年度大槌町水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書。

7ページ、8ページ全部。進行します。

18ページへ進みます。令和7年度大槌町水道事業会計予定損益計算書。18、19ページ、全部。進行します。

20ページへ進みます。令和7年度大槌町水道事業予定貸借対照表。資産の部。21ページ上段まで。進行します。

負債の部、22ページ上段まで。進行します。

資本の部、進行します。

24ページへ進みます。収益的收入及び支出。1、収入1款水道事業収益1項営業収益。進行します。

25ページ全部。進行します。

26ページ、2項営業外収益。27ページ上段まで。進行します。

3項特別利益。進行します。

28ページに移ります。支出1款水道事業用費用1項営業費用。進行します。

29ページ下段まで全部。進行します。

30ページに入ります。31ページ下段まで全部。進行します。

32ページに入ります。33ページ下段まで全部。進行します。

34ページに入ります。35ページ下段まで全部。進行します。

36ページに入ります。37ページ下段まで全部。進行します。

38ページに入ります。2項営業外費用。進行します。

39ページに入ります。3項特別損失。進行します。

4項予備費。進行します。

40ページに入ります。資本的收入及び支出。収入1款資本的收入1項企業債。進行します。

2項補助金。進行します。

3項出資金。

41ページに入ります。4項負担金。進行します。

5項工事負担金。進行します。

42ページに入ります。支出1款資本的支出1項建設改良費。43ページ上段まで。進行します。

2項企業債償還金。進行します。

3項補助金返還金。進行します。

44ページに入ります。4項繰出金。進行します。

令和7年度大槌町水道事業会計予算を定めることについての質疑を終結いたします。

議案第31号令和7年度大槌町下水道事業会計予算を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（阿部文友君） それでは内容について御説明申し上げます。

別冊にて配付しております予算書の1ページを御覧願います。

第1条、令和7年度大槌町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量は次のとおりとする。

- 1、汚水処理戸数2,969戸。
- 2、年間総処理水量66万8,203立方メートル。
- 3、一日平均処理水量1,831立方メートル。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

収入第1款公共下水道事業収益7億2,534万8,000円。前年度比で0.2%の減であります。

使用料及び雨水処理に係る負担金などの営業収益、長期前受金戻入及び他会計負担金などの営業外収益、特別利益を計上しております。前年度に比べ、営業収益は使用料の改定により増、営業外収益は減となっております。

第2款漁業集落排水事業収益1億8,239万7,000円。前年度比で1.2%の減であります。

使用料及び雨水処理に係る負担金などの営業収益、長期前受金戻入及び他会計負担金などの営業外収益、特別利益を計上しております。前年度に比べ営業収益は使用料の改定により増、営業外収益は減となっております。

2ページ及び3ページを御覧願います。

支出第1款公共下水道事業費用7億2,534万8,000円。前年度比で0.2%の減であります。

人件費、燃料費、光熱水費、各種委託料、修繕費、減価償却費などの営業費用、企業債支払利息など営業外費用、特別損失を計上しております。前年度に比べ、営業費用は増、営業外費用は減となっております。

第2款漁業集落排水事業費用1億8,239万7,000円。前年度比で1.2%の減であります。

人件費、燃料費、光熱水費、各種委託料、修繕費、減価償却費などの営業費用、企業債支払利息などの営業外費用、特別損失を計上しております。前年度に比べ、営業費用、営業外費用共に減となっております。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

収入第1款公共下水道事業資本的収入4億2,788万3,000円。前年度比で2.8%の減であ

ります。

企業債、国庫補助金、他会計補助金、他会計負担金を計上しております。前年度に比べ、管路建設費、ポンプ場改良費に係る費用が減となっていることから、国庫補助金及び他会計補助金、他会計負担金が減となっております。出資金については企業債償還金の増に伴い、増となっております。

第2款漁業集落排水事業資本的収入5,523万9,000円。前年度比で18.4%の減であります。

他会計補助金、他会計出資金、他会計負担金を計上しております。前年度に比べ、他会計出資金、他会計負担金は減となっております。

支出第1款公共下水道事業資本的支出5億524万1,000円。前年度比で2.8%の減であります。

沢山汚水管路新設工事、桜木町污水ポンプ場耐水化工事などの建設改良費、企業債償還金などを計上しております。前年度に比べ、建設改良費は減、企業債償還金は増となっております。

第2款漁業集落排水事業資本的支出9,294万6,000円。前年度比で3.5%の減であります。

吉里吉里地区污水管布設替工事などの建設改良費、企業債償還金などを計上しております。前年度に比べ、建設改良費は減、企業債償還金は増となっております。

第5条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項、排水設備工事資金利子補給金。公共下水道事業、期間、令和7年度から令和11年度、限度額12万5,000円。漁業集落排水事業、期間、令和7年度から11年度、限度額8万4,000円。

第6条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、下水道事業債。公共下水道事業、限度額6,100万円。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、他の会計と同様ですので省略させていただきます。

4ページを御覧願います。

第7条、一時借入金の限度額は、3億円と定める。

第8条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと

定める。

第9条に定める経費以外の同一款内の間の流用。

第9条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を得なければならない。職員給与費3,715万3,000円。

第10条、下水道事業運営のため、一般会計からこの会計へ補助等を受ける金額は、5億5,991万7,000円である。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（芳賀 潤君） 質疑に入ります。

3ページをお開きください。第5条債務負担行為。第6条企業債。進行します。

11ページに進みます。令和7年度大槌町下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書。進行します。

12ページに入ります。全部。進行します。

20ページに進みます。令和7年度大槌町下水道事業予定損益計算書。21ページまで全部。進行します。

22ページに入ります。令和7年度大槌町下水道事業予定貸借対照表、資産の部。23ページ上段まで。進行します。

負債の部。進行します。

24ページに入ります。資本の部。進行します。

28ページに進みます。収益的収入及び支出。収入1款公共下水道事業収益1項営業収益。阿部委員。

○10番（阿部俊作君） すみません、ちょっと確認したいと思います。1節公共使用料のことなんですけれども、これ対前年と比べて何%上昇になるんですしたっけ。

○委員長（芳賀 潤君） 上下水道課長。

○上下水道課長（阿部文友君） 57.7%増になっています。57.7%です。

○委員長（芳賀 潤君） 阿部委員。

○10番（阿部俊作君） これは1年間で、1年間というか、もうこの上げた金額はずっとそのまま継続する、あるいは年度ごとに段階的に上げる。月とかその辺は。1回に57%ですか。

○委員長（芳賀 潤君） 上下水道課長。

○上下水道課長（阿部文友君） 使用料の引上げ自体は、昨年度条例の改正により45%ほど引上げとなっておりますので、引上げ幅はあくまで45%ほどとなっております。

こちらのほうは、接続戸数とかそういったところの増加をちょっと見込んでの増加分が含まれているものとなっております。

○委員長（芳賀 潤君） よろしいですか。引上げ幅とはイコールでないと、実際の使用料の計上ですので、御理解ください。

進行します。

2 項営業外収益。進行します。

29ページに入ります。3 項特別利益。進行します。

2 款漁業集落排水事業収益 1 項営業収益。進行します。

2 項営業外収益。進行します。

30ページに入ります。3 項特別利益。進行します。

31ページ、支出 1 款公共下水道事業費用 1 項営業費用。31ページ全部。進行します。

32ページに入ります。33ページ下段まで全部。進行します。

34ページに入ります。34ページ全部。進行します。

2 項営業外費用。進行します。

3 項特別損失。進行します。

4 項予備費。進行します。

36ページに入ります。2 款漁業集落排水事業費用 1 項営業費用。37ページ下段まで。進行します。

38ページ中段まで。進行します。

2 項営業外費用。進行します。

39ページに入ります。3 項特別損失。進行します。

4 項予備費。

40ページに入ります。資本的収入及び支出。収入 1 款公共下水道事業資本的収入 1 項企業債。進行します。

2 項補助金。3 項出資金。進行します。

41ページに入ります。4 項負担金。進行します。

2 款漁業集落排水事業資本的収入 2 項補助金。進行します。

3 項出資金。進行します。

7 項負担金。進行します。

42ページに入ります。支出 1 款公共下水道事業資本的支出 1 項建設改良費。進行します。

2 項企業債償還金。進行します。

43ページに入ります。2 款漁業集落排水事業資本的支出 1 項建設改良費。進行します。

2 項企業債償還金。進行します。

令和 7 年度大槌町下水道事業会計予算を定めることについての質疑を終結いたします。

以上をもって議題となっております各会計予算の質疑は全て終了いたしました。

14時15分まで休憩します。

休 憩

午後 2 時 4 分

○

再 開

午後 2 時 1 5 分

○委員長（芳賀 潤君） 再開します。

これより議案第26号令和 7 年度大槌町一般会計予算を定めることについてから、議案第31号令和 7 年度大槌町下水道事業会計予算を定めることについてまでの予算 6 件について、予算特別委員会としての可否を決定したいと思います。

ただいまから予算 6 件について、順次、電子採決システムにより採決いたします。

議案第26号令和 7 年度大槌町一般会計予算を定めることについてを採決いたします。

本案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。押し忘れなしと認め、確定いたします。賛成多数であります。よって、令和 7 年度大槌町一般会計予算は可決すべきものと決しました。

議案第27号令和 7 年度大槌町国民健康保険特別会計予算を定めることについてを採決いたします。

本案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。押し忘れなしと認め、確定いたします。賛成全員であります。よって、令和 7 年度大槌町国民健康保険特別会計予算は可決すべきものと決しました。

議案第28号令和 7 年度大槌町介護保険特別会計予算を定めることについてを採決いたします。

本案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

押し忘れなしと認め、確定いたします。賛成全員であります。よって、令和7年度大槌町介護保険特別会計予算は可決すべきものと決しました。

議案第29号令和7年度大槌町後期高齢者医療特別会計予算を定めることについてを採決いたします。

本案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

押し忘れなしと認め、確定いたします。賛成全員であります。よって、令和7年度大槌町後期高齢者医療特別会計予算は可決すべきものと決しました。

議案第30号令和7年度大槌町水道事業会計予算を定めることについてを採決いたします。

本案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

押し忘れなしと認め、確定いたします。賛成全員であります。よって、令和7年度大槌町水道事業会計予算は可決すべきものと決しました。

議案第31号令和7年度大槌町下水道事業会計予算を定めることについてを採決いたします。

本案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

押し忘れなしと認め、確定いたします。賛成多数であります。よって、令和7年度大槌町下水道事業会計予算は可決すべきものと決しました。

以上で、予算特別委員会に付託されました予算6件の審査は全て終了しました。

これをもって、予算特別委員会を閉会いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

明日11日は休会とし、12日水曜日は10時から再開いたします。

本日は大変御苦労さまでした。

散 会      午後   2時20分